

「やまぐち若者定住応援事業」に係る手続き等について

令和7年7月1日現在

■ 申請者による手続きについて

- 次の3つの手続きが29歳になる年度の末まで毎年必要となります。
 - ① 交付申請
 - ② 実績報告
 - ③ 補助金請求（請求書提出）
- ※ 全ての手続きについて、電子申請・書面申請のどちらでも可能です。
- ※ ①と②は電子申請で行い、③は書面申請で行うといった方法も可能です。

■ ① 交付申請

- 返済予定を元に、補助金の申請を行うものです。
- ※ 交付申請を元に、県から「交付決定書」を送付します。
<期限>
 - 申請初年度：居住開始から3ヶ月以内
 - 申請2年度目以降：9月30日まで
- ※ 2年度目以降の方に対しては、県から申請依頼メールを4月頃に送付します。

■ ② 実績報告

- 返済実績を証拠書類とともに報告するものです。
- ※ 実績報告を元に、県から「額の確定通知書」を送付します。
<期限>
 - 12月分までの利息の支払後、翌年の1月末まで
 - ただし、3月で補助が終了する場合（29歳に達する年の年度末）のみ、「交付決定書」受領後20日以内
- ※ 申請期限1～2ヶ月前に、県から報告依頼メールを送付します。

■ ③ 補助金請求（請求書提出）

- 補助金の請求手続きを行うものです。
<期限>
 - 「額の確定通知書」受領後、4月末まで
 - ただし、3月で補助が終了する場合（29歳に達する年の年度末）のみ、「額の確定通知書」受領後20日以内
- ※ 期限前に、県から請求依頼メールを送付します。

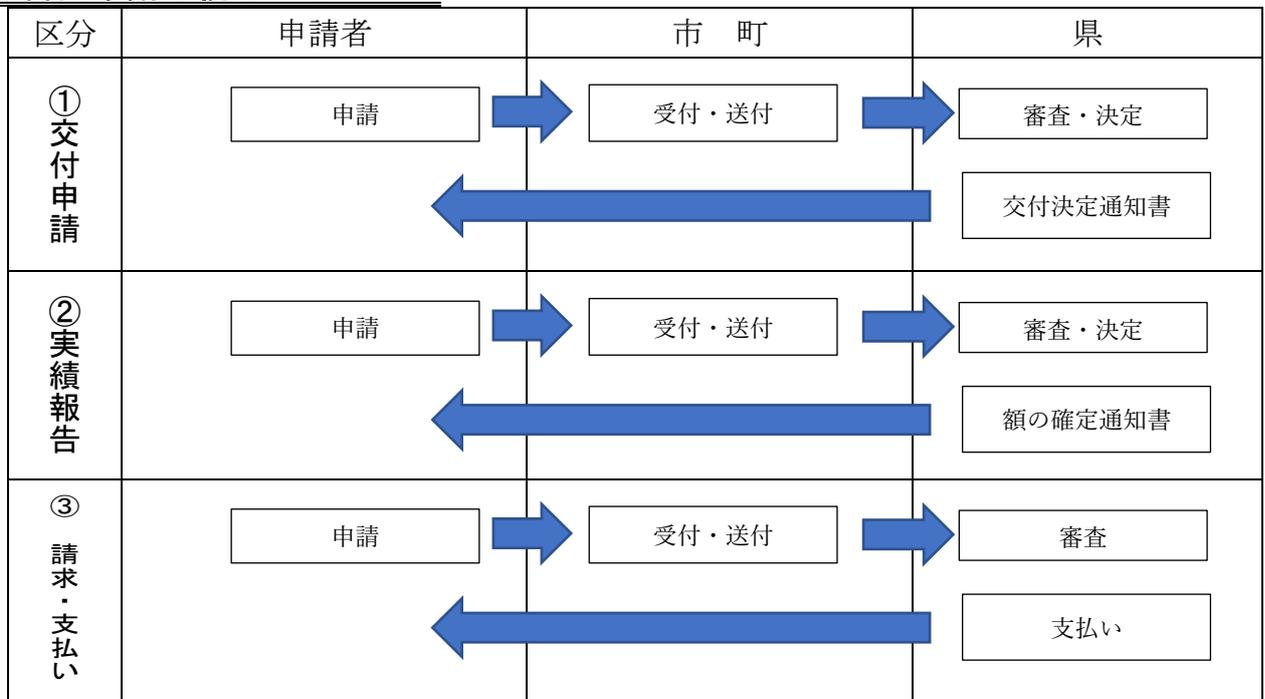
■ その他

- 3月で補助が終了する場合を除き、1月～12月分の補助金合計額を、4月～5月頃にまとめてお支払いします（年1回払い）。
- 金利変更等により交付決定額が変わる場合や、居住後5年以内に県外へ転居する場合は、他の手続きも必要となりますので、詳しくは県にお尋ねください。

■ 各申請における必要書類

申請内容	書面申請 (→市町→県)	電子申請 (→県)
交付申請	①交付申請書 ②申請額及び実績報告額内訳書 ③誓約書兼同意書【初年度のみ】 ④本人確認書類【初年度のみ】 ⑤住宅ローンの返済予定表 ⑥その他 (知事が必要と認める書類) ⑦チェックリスト① (交付申請)	⇒ 申請フォームへ直接入力 } 県ホームページから様式をダウンロードの上、入力し、添付 } スキャンまたは写真撮影等により電子化の上、添付 ⇒ 提出不要
実績報告	①実績報告書 ②申請額及び実績報告額内訳書 ③住宅ローンの返済予定表 ④返済の履行を証明できる書類 ⑤チェックリスト② (実績報告)	⇒ 報告フォームへ直接入力 ⇒ 交付申請時のものを必要に応じて修正し、添付 } スキャンまたは写真撮影等により電子化の上、添付 ⇒ 提出不要
請求手続	①請求書 ②請求者名義の補助金振込口座の通帳の写し ③チェックリスト③ (請求・支払い)	⇒ 請求フォームへ直接入力 ⇒ 電子化の上、添付 ⇒ 提出不要

■ 書面申請手続きのイメージ



※ 電子申請の場合は、市町は経由せず、県へ直接申請することになります。

やまぐち若者定住応援事業補助金

交 付 決 定 書

第 号

住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあったやまぐち若者定住応援事業補助金については、山口県補助金等交付規則第4条の規定に基づき、次の条件を付して金 円を交付します。

年 月 日

山口県知事



- 1 補助金の交付の対象住宅、対象者及び補助対象期間は、次のとおりとする。
ただし、来年度以降の補助金の交付にあたっては、毎年、交付申請を行う必要があるものとする。

補助対象住宅 (所在地)		
対 象 者	申請者 (氏名)	
	配偶者等 (氏名)	
補助対象期間	年 月 ~ 年 月	
登録番号		

2 交付の条件

- (1) 居住後5年以内に、転職等の自己都合により県外へ転居した場合又は対象住宅を取り壊し、売却、譲渡、他の者に賃貸を行った場合は、補助対象期間の補助額の全額を返還すること。
- (2) 交付決定後に自己資金等による繰上償還や住宅ローンの借換えを行い、既交付決定額に変更が生じた場合は、変更承認申請を行うこと。

別記第6号様式（第11条関係）

やまぐち若者定住応援事業補助金
額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

山口県知事

印

年 月 日付けで実績報告のあったやまぐち若者定住応援事業補助金額については、山口県補助金等交付規則第12条の規定に基づき、下記のとおり確定しました。

記

補助金確定額 金 円